

第23期第16回農業委員会総会

◇日時

平成30年10月15日(金)午後2時00分

◇場所

昭島市役所301会議室

◇出席委員

1番 鈴木勇作 2番 谷部英治 3番 杉崎源三郎 4番 野島喜博
5番 小町江津子 6番 宮崎邦康 7番 細井洋治 8番 鈴木実
9番 川島弘治 10番 木野秀俊 11番 篠吉和 12番 木野篤志
13番 紅林隆男

◇議事録署名委員

8番 鈴木実 9番 川島弘治

◇事務局

葉袋事務局長 飯島農政係長 書記 小林

◇会議に付した事項

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

議長

只今から、第16回農業委員会総会を開催致します。
それでは、本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は
8番 鈴木実委員 9番 川島委員 を指名します。

議長

これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (2件)
議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (2件)
議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について (1件)
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について (6件)

議長

それでは、議案第1号 番号1 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
上記の議案を次の通り提出する。平成30年10月15日 提出者昭島市農業委員会
会長 鈴木勇作 番号1-1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況田
面積969㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況田 面積19㎡ 番号1-2 所在
■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,493㎡の内1,492.6㎡ 同
じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積34㎡の内33.99㎡ 同じく地番■■■
登記簿畑 現況畑 面積223㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積211
㎡ 合計面積2,948.59㎡ 被相続人は、■■■■■ ■■■■■ 相続人は、■■■
■■■■■ 相続開始年月日は、平成30年1月17日 被相続人との続柄は、子
となっております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
9番 川島委員、説明願います。

9番委員

はい、説明致します。

番号1-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成30年10月9日 立会い者は、申請人、鈴木会長、谷部職代、C班の篠委員、細井委員、紅林委員です。土地の案内につきましては、■■■■■の交差点を約140m南へ進み、■■■■■を横断して左折し、■■■■■と並行する道路を約60m進行した左側の農地でございます。農地の状況は、収穫後の田んぼでございます。申請人、同居の親族は耕作しております。農地として認められない部分は、ありません。年間を通して稲作です。出荷先は、■■■■■。納税猶予制度は説明いたしました。指摘事項は、特にありません。

次に番号1-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。耕作者につきましては、申請者本人です。調査年月日は、平成30年10月9日 立会い者は、申請人、鈴木会長、谷部職代、C班です。土地の案内につきましては、■■■■■交差点の■■■■■を西へ約400m進み左側の農地でございます。農地の状況ですが、農地は■■■■■になり、■■■■■は、北と西側の道路境に植木が植栽されており、畑中程にネギが14作、南側に栗が5本、柿が1本ございます。■■■■■は、柿の木が1本ございます。■■■■■は、梅の木が6本、野菜が大根、春菊、落花生、アシタバなどが栽培されておりました。申請人、同居の親族は耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春と夏は、ジャガイモ・トマト・ナス・キュウリ等、秋と冬は、ネギ・大根、クリ、柿等です。主な出荷先は、■■■■■。納税猶予制度は説明いたしました。指摘事項は、特にありません。以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないものと認め、本件については、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付します。

議長

次に、議案第1号 番号2 相続税の納税猶予に関する適格者証明について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について上記の議案を次の通り提出する。平成30年10月15日 提出者昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号2 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積464㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積3㎡ 合計面積467㎡ 被相続人は、■■■■■ 相続人は、■■■■■ 相続開始年月日は、平成30年3月18日 被相続人との続柄は、長男でございます。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。9番 川島委員説明願います。

9番委員

はい、説明致します。

番号2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請人と家族です。調査年月日は、平成30年10月9日 立会いは、申請人、鈴木会長、谷部職代、C班です。土地の案内につきましては、■■■■■西側の■■■■■から■■■■■を北へ約260m進み、■■■■■交差点を右折し、約80m進み十字路を左折した左側の農地になります。農地の状況ですが、現在作付はなく、畑全体が耕起されておりました。申請人、同居の親族は耕作しております。農地として認められない部分は、ございません。年間の作付け状況は、春と夏は、ジャガイモ、トマト、ナス、キュウリ、ズッキーニ、カボチャ、枝豆、トウモロコシ等です。秋と冬は、サツマイモ、大根でございます。主な出荷先は、■■■■■です。納税猶予制度は説明いたしました。指摘事項は特ありません。

以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないものと認め、本件については、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付します。

議長

それでは、議案第2号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成30年10月15日 提出者昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,014㎡ 申請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成27年7月13日から平成30年9月28日までとなっております。備考につきましては、平成27年7月13日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。4番 野島委員説明願います。

4番委員

はい、説明致します。

番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。職業は会社員。主な耕作者は、申請者本人、弟夫婦、祖母です。調査年月日は、平成30年10月9日 立会いは、申請者の妻、鈴木会長、谷部職代、C班です。過去3年間の労働日数は、各年間200日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点を南へ300m進み、■■■■■へ右折し、437m程進み、右折し、■■■■■の先の駐車場を通りすぎ、74m程進み、右折し、29m程進んだ農地でございます。農地の状況ですが、ネギ2作、サツマ2作、ツツジ25株、ツバキ23本、ツゲ2本が作付けされ、その他は、良く耕耘されております。申請人もしくは同居の

親族は耕作しております。農地と認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春と夏は、落花生。夏と秋は、ネギ、サツマ。秋と冬は、大根を作付けしていました。主な出荷先は、■■■■■です。納税猶予制度は説明いたしました。指摘事項は、特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に議案第2号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成30年10月15日 提出者昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,905㎡ 申請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成27年11月16日から平成30年9月28日までとなっております。平成27年11月16日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
4番 野島委員説明願います。

4番委員 はい、説明致します。

番号2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。申請者の職業は農業。主な耕作者は、本人。調査年月日は、平成30年10月9日 立会いは、申請者本人、鈴木会長、谷部職代、C班です。過去3年の労働日数は、各年間300日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点を■■■■■方向へ750m程進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、現在、作付は無く、良く耕耘されております。申請人もしくは同居の親族は、耕作していません。農地と認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春と夏は、サトイモとジャガイモ。秋と冬は、小松菜。主な出荷先は、■■■■■です。納税猶予制度は説明いたしました。指摘事項は、特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議 長	それでは、議案第3号 番号1 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について上程いたします。事務局より提案説明願います。
事務局長	はい、事務局。議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について上記の議案を次の通り提出する。平成30年10月15日 提出者昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,145㎡ 申請者につきましては、■■■■■ ■■■■■ 買い取り申請事由の生じた者につきましては、■■■■■ ■■■■■ 申出事由につきましては、平成30年6月30日 ■■■■■氏死亡のためでございます。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。
議 長	続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。 4番 野島委員説明願います。
4番委員	はい、説明致します。 番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。土地の案内につきましては、■■■■■交差点を南へ72m程進み、■■■■■の先を右折し、85m程進んだ右側の農地でございます。農地の状況ですが、現在作付されておらず、耕耘されておりました。農地と認められない部分は、ありません。指摘事項は、特にありません。以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書を交付します。
議 長	次に、報告第1号 番号1 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。
事務局長	はい、事務局。報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積142㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積17㎡ 合計面積159㎡ 譲受人は、■■■■■ ■■■■■ 譲渡人は、■■■■■ ■■■■■ です。転用目的は、所有権移転で自用住宅でございます。以上、宜しくお願いします。
議 長	続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。 7番 細井委員、説明願います。

7番委員

はい。説明致します。

番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明のあったとおりです。調査年月日は、平成30年10月12日 土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■交差点を南方向に左折し、330m進み右折し、20m進み左折し、30m進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、現在更地になっております。また、周囲を3段のブロックとその上部に50cm程のフェンスの塀で囲まれております。また、東側道路との境部分には約3mの出入り口が設置されておりました。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅。西側は、住宅。北は、住宅です。転用事業に関する特記事項は特にありません。以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

次に、報告第1号 番号2 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長

はい、事務局。報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号2 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況道路 面積108㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目的は、所有権移転で自用住宅でございます。以上、宜しくお願いします。

議長

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
11番 篠委員、説明願います。

11番委員

はい。説明致します。

番号2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明のあったとおりです。調査年月日は、平成30年10月10日 土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■に約210m進み、■■■■■を北に進み、■■■■■を約200m進み、最初の信号を右へ6m進んだ右側の土地でございます。農地の状況ですが、少し草が生えている更地の状況でございます。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、住宅。西側は、住宅。北は、道路でございます。転用事業に関する特記事項はなしです。以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

次に、報告第1号 番号3 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長

はい、事務局。報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号3 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積57㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、所有権移転で住宅建設でございます。以上、宜しくお願いします。

議長

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
3番 杉崎委員、説明願います。

3番委員

はい。説明致します。

番号3 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成30年10月11日 土地の案内につきましては、■■■■■を東へ進み、■■■■■より150m先の■■■■■左折で入り300m進んだ十字路

を左折し、北に進み、60m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、土の状態で、全体が更地の状態です。西側との境部分に昔からの茶の木の成木が5本列になって存在しておりました。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅。西は、住宅。北は、畑でございます。転用事業に関する特記事項はございません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第1号 番号4 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明をお願いします。

事務局長 はい、事務局。報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号4 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況雑種地 面積745㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、所有権移転で資材置場でございます。以上、宜しくお願いします。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
2番 谷部委員、説明願います。

2番委員 はい。説明致します。
番号4 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明のあったとおりです。調査年月日は、平成30年10月15日 土地の案内ですが、■■■■■交差点より170m南進した右側の■■■■■の土地でございます。農地の状況ですが、プレハブの事務所が1棟建っており、重機18台の置場となっております。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、農業用水。西は、駐車場。北は、廃滅用水でございます。転用事業に関する特記事項はなしです。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第1号 番号5 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明をお願いします。

事務局長 はい、事務局。番号5 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況道路 面積70㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積9.40㎡ 合計面積79.40㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は所有権移転で公衆用道路でございます。以上、宜しくお願いします。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
8番 鈴木実委員、説明願います。

8番委員 はい。説明致します。
番号5 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明のあったとおりです。調査年月日は、平成30年10月11日 土地の案内ですが、■■■■■交差点を■■■■■■に向かい、左折し100m進み、■■■■■を左折し、60m先の十字路を左折し、約150m先の一時停止を右折し、100m進んだ右側の土地でございます。農地の状況ですが、地番■■■は4.5m幅の舗装道路、地番■■■は更地の状態でございます。周囲の状況ですが、東は、畑。南は、1.3m幅の歩道及び6mの公道。西は、個人住宅2棟。北は、1.8m幅の舗装された赤道でございます。転用事業に関する特記事項は特にございません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号6 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。番号6 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地面積373㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は所有権移転で建売住宅でございます。以上、宜しくお願いします。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
4番 野島委員、説明願います。

4番委員 はい。説明致します。
番号6 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明のあったとおりです。調査年月日は、平成30年10月14日 土地の案内につきましては、■■■■■交差点を南へ105m程行きまして右折し、72m程行った左側でございます。農地の状況ですが、平屋住宅1棟と車庫が建ってございました。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、道路。西は、3階の共同住宅。北は、道となっております。転用事業に関する特記事項は特にございませぬ。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 以上をもちまして農業委員会総会を終了させていただきます。

議事録署名者		印
議 長		
委 員		
委 員		